社会福祉法人真善会　指定居宅介護支援事業所運営規程(概要)

(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　もみの木居宅介護支援センター

（２）所在地　埼玉県南埼玉郡宮代町道佛三丁目17番14号

(職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤の主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。また、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

（２）介護支援専門員　１名以上（常勤）（うち１名管理者と兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（３）事務職員　１名（非常勤）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　　月曜日から金曜日までとする。ただし、１２月３１日から１月２日までを除く。

（２）営業時間　午前８時１５分から午後５時１５分までとする。

（３）緊急時連絡体制　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。

（１）相談の場所　利用者居宅又は事業所内相談室その他必要と認められる場所

（２）課題分析表の種類　　居宅サービス計画ガイドライン

（３）サービス担当者会議開催場所　利用者居宅又は事業所内相談室その他必要と認められる場所

（４）居宅訪問の頻度　　月１回以上

（５）モニタリングの結果記録　　月１回以上

２　第７条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、無料とする。

(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、杉戸町、宮代町、春日部市、白岡町、久喜市、幸手市の区域とする。